## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和7年10月24日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 中条ショッピングセンター

所在地 胎内市野中字江下347-4 外

設置者 株式会社ウオロク 他3者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和7年6月6日

- 3 意見の概要
  - (1) 胎内市からの意見の概要 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月24日まで